

三重明和インキュベーションセンター備品活用・起業支援促進事業交付要領

(趣旨)

第1条 本事業は、明和町でこれまで「三重明和インキュベーションセンター」を通じた起業家支援およびサテライトオフィス誘致の取り組みを実証的に行った成果を継承・発展させるため、町内で起業支援およびサテライトオフィス事業等を継続・展開する民間事業者を公募し、備品の無償貸与を通じ、町内の起業環境の維持・向上および移住定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業支援事業 町内における創業希望者への支援、コワーキングスペース等の運営をいう。
- (2) コワーキングスペース 異なる組織に属する者や個人事業主等が、実務を行う場所を共用し、利用者同士のコミュニティ形成や協働を促進する施設をいう。
- (3) サテライトオフィス 企業または団体が、本拠地から離れた場所に設置する補助的なオフィスをいう。
- (4) シェアオフィス 複数の利用者が同一の施設を分割して、または共用して利用する執務環境を備えた施設をいう。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、申請年度から起算して3年間は次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に拠点を持ち、「起業支援事業」や「シェアオフィス・サテライトオフィス」を運営し、継続する計画があること
- (2) 令和9年4月1日までに、申請した計画内容に基づき事業を開始できること
- (3) 支援を受けてから3年間は申請した計画内容に基づき事業を継続する意思がある者
- (4) 町内行事等の広告・宣伝を連携して行う者
- (5) 町税及びその他の徴収金を滞納していない者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 申請した内容以外の用途には使用しない者

(支援対象事業)

第4条 支援の対象となる事業は、町内で前条に規定する施設等の運営を通じ、地域特有の課題（空き家対策、農業、介護等）をビジネスで解決する人材を育てる拠点の創出を図るものとする。

2 また、拠点を整備することにより、地域外の企業の呼び込みや移住・定住の促進を図り、地域の活性化に資する事業とする。

(支援内容)

第5条 本事業での支援内容は次に掲げるものとする。

- (1) 三重明和インキュベーションセンター内で活用していた別紙「対象備品リスト」に掲げる什器類を無償での貸与。ただし現況有姿で引き渡すものとし、修理費や搬出費は事業者負担とする。
- (2) 町公式ホームページや広報類において、事業者が運営する施設の紹介やイベント情報の掲載

(支援条件)

第6条 本事業による支援は、令和12年3月31日までとし、期間終了後の扱いについては、利用実績に基づき協議の上、更新または譲渡を検討する。

- 2 善良な管理者の注意をもって備品を管理すること。
- 3 事業実施後、毎年度ごとに利用状況（利用者数、相談件数等）を町に報告すること。

（支援申請）

第7条 申請者は、支援申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 誓約書（様式第3号）
- （3） 貸与希望備品リスト（様式第4号）
- （4） その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類等を審査し、支援の実施すべきものと認めたときは、速やかに支援決定し、決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 複数の申請者より規定数を超える備品貸出の希望があった場合、審査内容を考慮したうえで、貸出し備品を決定する。

3 町長は、1項の審査において、支援を実施しないことを決定したときは、不決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（備品の貸与）

第9条 交付決定を受けた者は、支援決定した物品を令和8年9月上旬から同年9月下旬の期間で搬出することができる。

（実績報告）

第10条 交付決定を受けた者は、本事業の整備が完了したときは、完了の日から30日以内又は支援決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 完成写真
- （2） 申請した事業に関する営業許可証等の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

（支援の交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- （2） 備品を他の用途に使用したとき。
- （3） その他支援決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要領に違反したとき。

(備品の返還)

第12条 町長は、次に掲げる場合は、既に交付した備品の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし本事業の交付対象となった事業の完了した日に属する年度から起算して3年間の間に次の各号に該当した場合とする。

(1) この要領に違反した場合

(2) 事業計画書の中止、廃業又は長期間休業等を行った場合

2 長期間の休業は1年間までとし、休業する場合、申請者は、書面によって町長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。